

第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画（仮称）の体系（案）

現行【第2次計画】	改定【第3次計画】（案）	摘 要
<p>目標1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶 1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進 (1) 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進 (2) 若年層に対する予防啓発の推進</p> <p>目標2 被害者の発見や相談体制の充実 2 被害者の早期発見 (1) 通報による早期発見 ① 一般からの通報 ② 医師その他の医療関係者からの通報 ③ 福祉関係者からの通報 (2) 通報等への適切な対応 ① 配偶者暴力相談支援センター ② 警察 3 相談体制の充実 ① 配偶者暴力相談支援センター ② 警察 ③ 市町村との連携 ④ その他の関係機関との連携</p> <p>目標3 被害者の適切な保護 4 保護体制の充実 (1) 一時保護 ① 道立女性相談援助センター（婦人相談所） ② 被害者の一時保護を委託する施設 (2) 保護命令制度の利用</p> <p>目標4 被害者の自立の支援 5 自立支援</p> <p>目標5 関係機関、団体の相互の連携協力・ネットワークの構築 6 民間団体との連携 7 市町村、関係機関、団体等との連携協力</p> <p>目標6 職務関係者の研修、人材育成等の充実 8 職務関係者の研修、人材育成 9 加害者更正に関する調査研究等の促進</p> <p>目標7 苦情への適切な対応 10 苦情処理</p>	<p>目標1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶 1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進 (1) 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進 (2) 若年層に対する予防啓発の推進</p> <p>目標2 被害者の発見や相談体制の充実 2 被害者の早期発見 (1) 通報による早期発見 ① 一般からの通報 ② 医師その他の医療関係者からの通報 ③ 福祉関係者からの通報 (2) 通報等への適切な対応 ① 配偶者暴力相談支援センター ② 警察 3 相談体制の充実 ① 配偶者暴力相談支援センター ② 警察 ③ 市町村との連携 ④ その他の関係機関との連携</p> <p>目標3 被害者の適切な保護 4 保護体制の充実 (1) 一時保護 ① 道立女性相談援助センター（婦人相談所） ② 被害者の一時保護を委託する施設 (2) 保護命令制度の利用</p> <p>目標4 被害者の自立の支援 5 自立支援</p> <p>目標5 関係機関、団体の相互の連携協力 6 民間団体との連携 7 市町村、関係機関、団体等との連携協力</p> <p>目標6 職務関係者の研修、人材育成等の充実 8 職務関係者の研修、人材育成 9 加害者更正に関する調査研究等の促進</p> <p>目標7 苦情への適切な対応 10 苦情処理</p>	<p>・ネットワークは構築済のため削除</p>